

予 算 要 求 資 料

令和 8 年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：環境管理推進費

事業名 鳥獣保護事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境エネルギー生活部 環境生活政策課 生物多様性係

電話番号：058-272-1111(内2921)

E-mail：c11260@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 4,483 千円 (前年度予算額： 2,155 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,155	0	0	0	0	0	0	0	2,155
要求額	4,483	0	0	0	0	0	0	0	4,483
決定額	4,483	0	0	0	0	0	0	0	4,483

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法)により策定した鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区等を指定。

(2) 事業内容

鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区等の整備や調査を実施する。

- ア 鳥獣保護区等の整備（標識の設置・撤去）
- イ 鳥獣保護区特別保護地区の状況調査
- ウ 愛鳥週間入賞作品等の表彰の実施
- エ カモシカ対策の指導

(3) 県負担・補助率の考え方

鳥獣保護管理事業計画の策定は、鳥獣保護管理法により都道府県が実施する業務と定められており、県負担は妥当である。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	11	審査員等費用
旅費	109	業務旅費等
需用費	1,190	消耗品費、燃料費
役務費	35	通信運搬費
委託料	3,138	特別保護地区調査、標識整備
合計	4,483	

決定額の考え方

4 参 考 事 項

(1) 各種計画での位置づけ

第13次鳥獣保護管理事業計画（令和4年度～令和8年度）
岐阜県第二種特定鳥獣管理計画

(2) 後年度の財政負担

鳥獣保護管理法に基づく鳥獣保護区指定業務等、第13次鳥獣保護管理事業計画等に基づく施策のため、継続実施する必要がある。

事業評価調書（県単独補助金除く）

☐ 新規要求事業

☒ 継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

鳥獣保護管理事業計画に基づいて、鳥獣保護区等の整備を実施し、野生鳥獣及びその生息地の保護を図ることで、人と野生動物の共存する社会づくりを目指す。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R)	達成率

○指標を設定することができない場合の理由

鳥獣保護区等の整備地区は、「第13次鳥獣保護管理事業計画」に記載されており、計画的に実施されているため、指標の設定は困難。

（これまでの取組内容と成果）

令和4年度	・取組内容 1) 鳥獣保護区等の整備（標識の設置・撤去） 鳥獣保護区等の新規、再指定、更新及び標識の設置・巡視を実施。 2) 特別保護地区の調査の実施 特別保護地区の指定にあたって、生息する動植物等の調査を実施。 ・成果 鳥獣保護管理事業計画に基づいて、鳥獣保護区等の整備を適正に実施した。 また、特別保護地区の指定にあたって、生息する動植物等の調査を実施し、特別保護地区としてふさわしい個所を指定することができた。
令和5年度	・取組内容 1) 鳥獣保護区等の整備（標識の設置・撤去） 鳥獣保護区等の新規、再指定、更新及び標識の設置・巡視を実施。 2) 特別保護地区の調査の実施 特別保護地区の指定にあたって、生息する動植物等の調査を実施。 ・成果 鳥獣保護管理事業計画に基づいて、鳥獣保護区等の整備を適正に実施した。 また、特別保護地区の指定にあたって、生息する動植物等の調査を実施し、特別保護地区としてふさわしい個所を指定することができた。
令和6年度	・取組内容 1) 鳥獣保護区等の整備（標識の設置・撤去） 鳥獣保護区等の新規、再指定、更新及び標識の設置・巡視を実施。 2) 特別保護地区の調査の実施 特別保護地区の指定にあたって、生息する動植物等の調査を実施。 ・成果 鳥獣保護管理事業計画に基づいて、鳥獣保護区等の整備を適正に実施した。 また、特別保護地区の指定にあたって、生息する動植物等の調査を実施し、特別保護地区としてふさわしい個所を指定することができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 3	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣保護区等の整備を実施する必要がある、野生鳥獣の保護及び狩猟の適正化に資することは県の責務である。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	
(評価) 2	鳥獣保護区等の調査結果は、更新計画書や県審議会の説明資料に反映されており、結果、適切な更新等が実施されている。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 2	定期的な巡視により、看板の劣化状況を正確に把握し、必要最低限の改修を実施している。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 野生鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図るには、鳥獣保護区等の整備が必要不可欠であり、継続的な事業の実施が必要となる。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 今後も人と野生動物の共存する社会づくりのため、適正な鳥獣保護区等の整備の実施に努める。
